

こどもたちの健康と未来をまもる情報マガジン

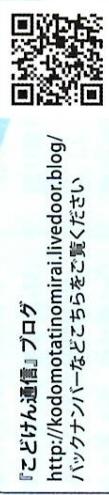
こどけん通信

- 「子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト」(通称・こどけん)は、2011年より、お母さんたちとの座談会や勉強会、健診相談会、子どもたちの保養企画などの活動を行ってきました。
- 2013年からは、子どもたちのリテラシー講座や、交通安全路や子どもたちの遊び場の放射線量がわからなくて不安」という子育て中のお母さんの要望で、ホットスポット・ファインダーで測定、データ・マップにして配布する活動も続けています。
- 「こどけん通信」は、放射線被ばくからの防護にかかる情報を伝える冊子として、2016年8月から発行を始めました。
- 読んでくださった皆さんからの感想や、こんな情報がほしい、こんな記事を読みたい、私も記事を書きたいなどのご意見やご希望など、どしどしお知らせいただければうれしいです。

kodoken2@gmail.comまでお寄せください。

*ご注文もこのアドレスにお送りください。メールをいただければ、新しい号が出たときにお知らせいたします。3.6.9.12月の月末発行です。

『こどけん通信』ブログ
<http://kodomotatinomirai.livedoor.blog/>
ハックナハーネどこちらをご覗ください



『こどけん通信』の
発行継続を
ご支援ください!

- ゆうちょ銀行からのお振込み
コドモタチノケンコウトミライママモルプロジェクト
ゆうちょ銀行 記号 100060 番号 8791681
- 他行からのお振込み
ゆうちょ銀行 金融コード 9900
店名 ○○八 (ゼロゼロハチ)
普通 口座番号 0879168

*領収書などが必要な場合は、お手数ですが、メールでお知らせください。

●連載18 知りたがりの怒りんぼに笑いながらなろう!
汚染水かぶり事故は
放射性物質を凝縮した
高濃度廃液による身体汚染だった
なぜそれらが報道されないのか?
ーおじどりマコ

●SDGsでは間われない
放射能汚染は世界最大の
環境汚染ではないのか
ー伊東 英朗監督に聞く(和田 秀子)

●中間貯蔵施設地権者に対する
環境省の仕打ち
失われたもの、取り戻したいもの
ー門馬 好春

●予防原則に立ち
子どもたちを被ばくから守る
「事実」の隠蔽にも、攻撃にも動じない
ーたらちねクリニック藤田 操さん聞く(吉田 千亜)

●この本を読みたい!
関礼子・原口弥生 編
『福島原発事故は
人ひどい何をもたらしたのか
不可視化される被害、再生産される加害構造』
ー吉田 千亜

こどけん
通信

2023年12月28日発行
価格 300円

- 発行者 子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト
kodoken2@gmail.com
- 編集責任 石田伸子
- 編集チーム 根本淑栄・吉田千亜
- 編集協力 大野祐子・竹内美幸・伏屋弓子
- デザイン・イラスト イズミコ

30
Vol.

2023年12月 冬号



パンツのゴムのように伸び される基準は信用できない

福島原発事故のあと、私たちは「年間1ミリシーベルト」とか、「年間20ミリシーベルト」とか、耳にするようになりますね。一般人や作業員などの被ばく限度量を表す数値です。

こうした基準は、ICRP（国際放射線防護委員会）が定めていますが、ICRPの前身であるアメリカ放射線防護委員会（NCRP）という組織は、核実験を行つてきたアメリカ原子力委員会に強く支配されていました。つまり、泥棒が泥棒を取り締まるルールを決めているようなものです。

ですから、ことあるごとに基準が緩められていつた歴史があるのです。まるで、パンツのゴムのように伸びる基準を信用できますか？ もし、物差しが狂つていたらどうでしょうか。

歴史的に見ると、ICRPは原子力開発に有利になるように何度も基準を緩和してきました。このことについても、きちんと公にして検証する必要があります。これは医療被ばくに関して同じです。

放射能は最大の環境汚染物質

この映画をきっかけに、被ばく問題の解決につなげたいと考えている私は、本作品は「環境問題」を問う映画として位置づけています。放射能の問題は、世界最大の環境問題ですから自分で考えていけないです。

とくに日本では、「もう原発事故も、放射能汚染も終わつた」ことにされていて、多くの方は関心を失っています。原発汚染水の問題だって、放射能が問題なのではなく、「風評被害」の問題だとすり替えられていますから。

今、「放射能問題がテーマの映画です、観てください」と言ってアピールしても、一般の人たちは見向きもしない。だから、「この映画は、最大の環境汚染を問うています」とアプローチして、じつはそれが「放射能」だつたというタネ明かしで、みんなびっくりする、という方向でいいと私は思っています。

昨今、世界ではさかんに「SDGs（持続可能な開発目標）」が叫ばれていますが、SDGsでは放射能の問題がまったく重要視されていません。

経済界はお金で動いていますから、核ビジネスにおいて、放射能の本当の怖さとそれを扱うことによるリスクの高さを知らせ、経済的に利益がないことを明らかにしていく必要があると考えています。「海のゴミを拾いましょう」というのと同じように、この映画を観てくださった人たちが「放射能はやばいぞ、なんとかしよう」と動いてほしい。それが解決の一歩大きな糸口になってくると思います。

女性の力が核実験を止めた

こうしてお話をしていると、希望がないように思われるかもしれません。この映画では「希望」も描いています。

核実験が行われていた60年代、セントルイスの母親たちが立ち上がり、全米の子どもたちの乳歯を集めて歯に含まれるストロンチウム90を調査しました。その

結果、乳歯からストロンチウム90が検出され、核実験による被ばくが証明されたのです。それが当時のケネディ大統領を動かし、核実験廃止につながりました。つまり、市民の力は決して小さくはない。どこに、命を尊ぶ女性の行動力は素晴らしい。彼女たちの行動が地球を救ったと言つても過言ではありません。もし、今も核実験が続ければ、世界はもつと悲惨なことになつていただじょうから。

現代にこそ、こうした行動力が必要です。ぜひ、この映画を通して、そうした市民の力の偉大さも知つていただきたいと思っています。



*国内での上映に関する情報は、伊東監督のFacebookを参照ください。

中間貯蔵施設 地権者に対する 環境省の仕打ち 失われたもの、取り戻したもの

はじめに

2011年3月の福島第一原発事故から来年3月で13年。しかし、いまだ「原子力緊急事態宣言下」であり、福一廃炉の長期化の懸念、汚染水放出問題、汚染土の全国各地への拡散計画などとともに、原発周辺地域の未除染等、様々な問題が複雑化している。原発所在地である大熊町、双葉町の町民帰還率も低く、「復興」と呼べる状況ではない。

原発を取り囲む中間貯蔵施設（16ha、渋谷区とほぼ同じ面積）も同様だ。私は中間貯蔵施設の大熊町出身、田んぼを所有する地権者で、「30

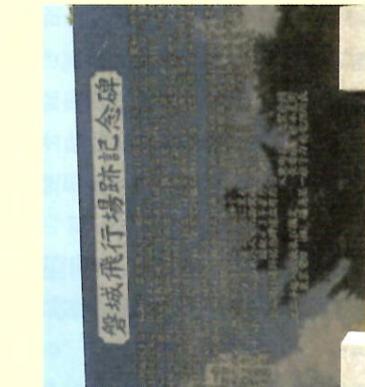
よしはる
門馬好春
(30年中間貯蔵施設地権者会会長)



年中間貯蔵施設地権者会の会長でもある。我々地権者が、加害者側である国・環境省や東電が一方的に決めた取り決めにより、いかに不公正・不公平な扱いを受けてきたかを報告したい。

戦前から原発事故までの歴史

私の祖父母と父たちは戦前、大熊町の、現在の福一原発2号機の西側に住んでいた。しかし陸軍がそこに陸軍磐城飛行場を造るというので、わずかな補償で他の10戸とともに移転させられたのだった。移転した場所は現在の中間貯蔵施設内、そこで馬小屋を直し、2年間生活していた。



戦後、飛行場跡地は国土計画実行株式会社（現西武ホールディングス）が約10年間、塩田事業を行つた後、原発計画の用地となり、原発建設、そして稼働となる。

当時、双葉郡一帯は貧しく、父もそうであつたが、冬場の農閑期は東京方面に出稼ぎに行つていた。どの家もそうであつたように、私も米作りやタバコ栽培などの手伝いをしていた。ほかにも、飼っていたヤギの乳しぼりは私の係であった。貧しくとも自然の恵みは豊かで、春には家裏のタケノコを食べ、秋には山でとつたハツタケで母がハツタケご飯を作つてくれた。川にはフナが、沼にはドジョウがいた。どの子供たちも働き、お金はなかつたが、ひもじい思いをしたことなかつた。生活は大変でも、笑顔があり、幸せがあつた。

やがて東京電力福島第一原子力発電所が大熊町と双葉町に、その後、富岡町と楢葉町にも福島第二原子力発電所が造られた。原発関係の仕事もあり、父たちも出稼ぎの必要はなくなつた。

しかし、世の中に絶対はない。国を信じろ、絶対に勝つと言つていた戦争は負け、絶対に事故はないと言つていた原発は、東電が2011年3月、悲惨な大事故を起こした。膨大な放射能が海側と陸側に巻き散らかされ、大熊町、双葉町や周辺市町村の住民は避難指示により避難を余儀なくされた。

全面国有地化計画でスタート

国は事故の年、2011年8月には福島県に「中間貯蔵施設」を要請、2013年1月に「全面国有地化計画」であることを公表した。この事業は、



私の田に背景に、クレーンは福一原発

本来は事故を起こした東電が行うべきものだ。名称も「30年間仮置き場」か「30年間保管場」にすべきだが、なぜか意味が不明瞭な「中間」とした。スタート時から変なのである。

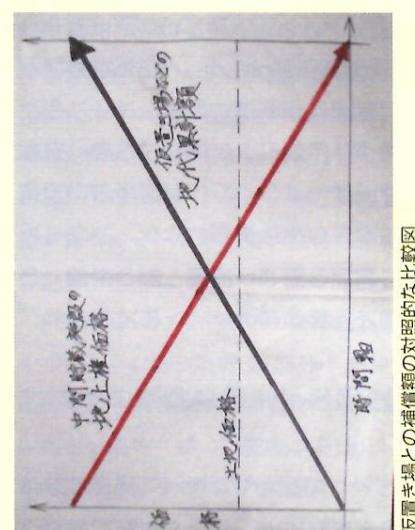
次に進め方だが、まずは国は県や大熊・双葉両町と事前協議を行い外堀を埋めた後、2014年5月から6月、住民説明会を開催した。しかし、住民説明会での意見・要望などは無視され、一方的な通告となつた。同説明会後、6月16日に石原伸晃環境大臣が有名な「金目でしょ」発言をした。^{*}これに地元の不満が爆発、翌7月、国は全面国有地化を断念、国が借地をする土地使用契約「地上権」を認めた。しかし「地上権」は騙しであつた。

*1 石原伸晃環境相は原発事故の除染で出土汚染土の中間貯蔵施設の建設に向けた地元との調整について「最後は金目でしょ」と発言。住民側は怒りを表明し、佐藤雄平知事（当時）も「避難している人、県民の気持ちを踏みにじるような発言だ」と強く批判。石原環境相は発言撤回と地元市町村などへの謝罪を余儀なくされた。

*2 「地上権」は建物や植林などで土地を使用できる、「所有権」に次ぐ強い権利なので、一般的に地権者は譲る借りる側が有利な物権。「土地賃貸借」は同じく、建物などを土地を借用できる権利。ともに地代が一般的であり、地主に不利な地上権価格は一般的ではない。

一番最後にされた地権者説明会

その2か月後に、やつと国は地権者説明会を開催した。しかし、ここでも



地権者からの意見・要望は無視した一方的な通告だつた。地権者からの要望は、原発事故前の土地価格にすること、同じ公共事業である常磐自動車道建設時の土地価格を参考としてほしいこと、地上権契約・地上権価格ではなく、地代での土地賃貸借契約にしてほしいこと、そして30年後にはきれいにして返してほしいこと、などであつた。

この地権者の要望は無茶なのか、少し説明したい。公共事業は憲法29条第3項で正当な補償を保障されている。この正当な補償は強制力を伴う「土地収用法」と任意交渉の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（以下要綱と記す）」で体現されている。

常磐自動車道はこの10年ほど前だが、事例として使えると専門家の意見

を得ている。また土地使用時の場合、前記法律等条文は、地代での賃貸借契約だ。であるから、地権者の声は法律等のルールに則った主張なのである。また、中間貯蔵施設の土地価格は、原発事故後の評価（事故前の50%）であるのに対し、「仮置き場」は、事故前、2011年3月1日時点の不動産鑑定評価になっている。このように環境省のやり方は理不尽なのである。

この国、環境省の理不尽に対して、有志とともに「30年間貯蔵施設地権者会」を結成、団体交渉を立ち上げた。会名の「30年」に思いを込めている。

しかし当時、環境省は団体交渉を認めない姿勢を新聞報道で示した。ダムや道路建設では当たり前の団体交渉を、環境省が嫌がり、拒否の姿勢を示したこと、これも普通はあり得ない。団体交渉を嫌がつたことは、後でまた環境省が蒸し返してくることになる。



2017年7月 第20回団体交渉

了解を得て、その契約書を写真に撮った。

そして驚いた。写真の契約書を文字起こしして複数の大学の先生や弁護士に見てもらつたところ、答えはみな同じだった。「30年の契約期間が終了しても土地は戻つてこない可能性が極めて高い」というのだ。「還さない契約書」を国が意図的に作り、地権者を騙そうとしたということだ。

その後、交渉を重ね、2017年7月、第20回の団体交渉で、この「還さない契約書」から「還す契約書」に環境省と合意した。本来は地上権契約書ではなく、土地賃貸借契約書で年払いの地代が筋であるが、契約者数も増え、やむを得ないと判断した。

して捉えることが必要だと強く思う。
・環境省の用地補償とは別に、福島県から地権者に対して交付金（=見舞金）という形で契約した土地価格・地上権価格と同額が支払われている。しかし、交付金（=見舞金）は被災者に対する公平に行われるべきである。

原子力災害考証館でのパネル・写真展示 くわたりに

こうした地権者が受けているいじめのような仕打ちを、一人でも多くの方に知つていただきたいと思い、昨年4月から、いわき湯本の古漁屋9階にある「原子力災害考証館 f u r i s a t o 」で、里見喜生館長の支援を得て、「中間貯蔵施設の課題と問題点について」のパネル展示を開催している。今年1月からは、フォトジャーナリスト豊田直巳さんの写真も併せて展示している。2024年2月末までの予定なので、ぜひ多くの方にご覧いただき、本当のことを知つてほしいと思う。

私たち生きている「いま現在」とは、ご先祖様からの預かりものであり、未来の子どもたちからの借りものです。

私は家族が、地域が持つていた「えがお」を原発事故により失つてしましました。この失つてしまつた「えがお」を取り戻したいと思います。それは未来の子どもたちの「えがお」に向けてなのです。

方的に電話で「団体交渉の打ち切り」を通告してきた。さらに2022年11月、第10回の当会への環境省説明会では、「用地補償に関する回答は拒否」と、これも一方的な通告だつた。この事業は土地収用法3条27号の2の事業であり、2045年3月12日まで続くものである。用地補償も毎年、不動産鑑定評価などで土地価格や土地使用の地上権価格を出しており、それを地権者に説明する事業者としての責任がある。環境省はその事業者としての責任も放棄したのである。

私も地権者会も中間貯蔵施設には賛成をしている立場であり、反対をしていない。しかし環境省の用地補償は赤信号であり、青信号の公共事業に直す必要がある。原発事故による中間貯蔵施設事業を将来の公共事業の悪例にしてはならない。地権者を騙している公共事業ではない。

不公平の用地補償事例を一つ示すと、「仮置き場」の田んぼ4年半の地

代累計額は850円／m²で、「中間貯蔵施設」の地上権は30年間で840円／m²である。期間の長い仮置き場は10年間なので、1890円／m²となる。

その他にも、中間貯蔵施設の地上権設定契約者は、東電から途中で常磐賠償の対象外とされたということもある。一方、未契約者や仮置き場の土地賃貸借契約者は、常磐賠償対象なのである。この見直しの交渉も東電と行っているが、環境省と東電の足並みは実によく揃つている。

そしていま、東電の汚染水放出に統一して、環境省は中間貯蔵施設の汚染土の全国への拡散計画を進めている。中間貯蔵施設の問題は、「福島の問題」ではないのである。遠くの出来事ではなく、一人ひとりが自分のこと



2023年11月30日
第11回環境省説明会で要望書提出